

桜島地域における義務教育学校整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 桜島地域における義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の整備に向けて必要な検討を行うため、桜島地域における義務教育学校整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 義務教育学校の施設整備・設立等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、義務教育学校の設立に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 桜島地域の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等の職務)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理し、検討委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部学校整備室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、教育委員会事務局管理部学校整備室において処理する。

